AST
for Acting Security and Trust

行動します！ 安心と信頼のために

アストのなっとく講座 vol.5 ～地震保険編～

地震大国日本では地震保険は必要です！

東日本大震災もまだまだ記憶に新しく、私たちの日本は数多くの地震が頻繁に発生しています。世界の中でも地震や津波の回数は多いと言われています。また、昨年長野県での神城断層地震で被害を被られた方には心よりお見舞い申し上げます。

一瞬にして財産を奪っていく地震の怖さをあらためて痛感いたします。

法律に基づいて、被災者の生活の安定に寄与されることを目的とし、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度が『地震保険』です。

地震保険の補償の対象となるのは、住宅として使用されている建物および併用住宅、その建物に収容されている家財となります。

火災保険のみでは、地震・噴火・津波を原因とする火災や損壊、埋没、流失によって建物や家財に生じた損害は補償されないのです。特にご注意いただきたいのが地震が原因で起きた火災は、地震保険でなければ補償されないのです。その地震保険は単独では加入ができませんので火災保険加入の際に付帯して契約します。

地震保険の金額（契約金額）は、建物・家財ごとに火災保険の保険金額の30～50％に相当する額の範囲内で決めます。しかし、建物は5000万円、家財は1000万円が限度となります。全額補償されないのは、被災地域が広大な巨大地震が発生した場合でも保険金の支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするためです。被災物件の完全復旧ではなく、被災者の生活の安定に寄与されることを目的としています。

地震保険の支払いは、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損、一部損）に応じて地震保険のご契約金額の一定割合（100％、50％または5％）が支払われます。但し、門や塀のみの損害など、主要構造物に該当しない部分のみの損害は補償されません。

地震保険の保険料は所在地の都道府県とその建物の構造によって異なります。「建築年割引」、「耐震等級割引」、「耐震診断割引」、「免震建築物割引」とそれぞれに応じた割引制度もありますし、保険料の控除制度もあります。

この機会に再度、火災保険の補償内容をご確認ください。

代表取締役CEO
松澤　毅

アストのほけん わくわくイベントのお知らせ

3月26日(金)
19:00～20:30
4月6日(水) 13:30～15:00
ジコQRS
取扱加盟店説明会
主催／ジコQ

4月11日(土)
ねんきん定期便の見方
わかりますか？
ねんきん定期便に見る
老後設計セミナー
13:30～15:30
主催／アストのほけん

4月16日(木)
Les·tour·Mockey
パンの販売
12:00～
売り切れ次第終了

株式会社 アスト・コンサルティング
0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5